

# 倫理規定

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会

## 1. 目的

この規定は、鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会（以下当協議会）の理事及び加入チームの登録指導者が、社会的規範や倫理に反する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受けることがないように、鹿児島市内の小学生バレーボールの健全な普及と発展のために、予め禁止事項を示し注意を喚起することを目的とし制定する。

\*鹿児島県小学生バレーボール連盟の規定を参考とした内容とする。

\*なお、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、スポーツ少年団登録者の処分規程は別途あります。

## 2. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する

- 1) 体罰・暴力行為、セクシュアル・ハラスメントパワー・ハラスメント、個人的な差別、個人情報漏洩等人権尊重の精神に反する行為を行ってはならない。
- 2) 理事及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3) 新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして、勧誘、強要する行為をしてはならない。
- 4) **当協議会の通達事項を遵守せずに逸脱した行為をしてはならない。**
- 5) その他、スポーツマン精神に反する行為をしてはならない。

## 3. 処分規程

2の禁止事項に違反した場合、別途定める罰則基準により処分する。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微の場合は注意又は警告にとどめる。又、当協議会以外からの処分がなされた場合も準じた処分を行う。

## 4. 処分の手続き

処分は、所定の事故発生の報告や申し立てを受け、当協議会の倫理委員会が調査及び当事者からの説明を聞き、関係者等の意見をもって倫理委員会で処分内容を決定する。なお、必要な案件については、スポーツ少年団事務局とも協議し、当協議会理事会にて報告することとする。

## 5. 倫理委員会の構成

委員は以下の7名とする。

副会長2名、外部学識経験者、監事代表、総務部長、競技部長、審判部長

委員長1名と副委員長3名は委員会で互選する。

## 6. 事案の受理と審議

事案発生報告及び申し立ての受付日によって受理し、倫理委員会で審議する。

## 7. その他

詳細については必要に応じて別に定める

付則 この規定は令和4年4月9日に一部改訂同日施行とする。

## 罰則基準

レベル1	口頭による 嚴重注意	人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」） 「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導や活動（軽度・偶発的） 協議会規約や規程に反する行為（軽度）
レベル2	文書による 嚴重注意 反省文提出	暴言等の内容や程度が重い場合 「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導や活動（悪質・頻回） 協議会規約や規程に反する行為（悪質）

以下、レベル3以上に該当の場合は、鹿児島市スポーツ振興協会少年団事務局に報告し、市のスポーツ少年団登録者処分規程にもとづき処分されることとなる。

当協議会では以下の対応を行う。

レベル3	一定期間(1年以上)の当協議会主催の大会へのベンチ入りの禁止	暴力・体罰・暴言（傷害を負わない） <u>当協議会の通達事項を遵守せずに逸脱する行為</u> *スポ少処分規程では、被害者が傷害を負わなかった場合でも活動停止6か月
レベル4	一定期間(1年以上)の指導及びベンチ入りの禁止及び役職等の剥奪	暴力・体罰・暴言（1か月未満の傷害） 身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動 性的言動（セクシャルハラスメント） 無視や正当な理由なく練習させない等立場を利用した嫌がらせ行為（パワーハラスメント）
レベル5	当協議会からの除名、登録停止	暴力・体罰（1か月以上の傷害、死亡など、刑事及び行政責任をとるような程度） レベル4の程度が悪質な場合

### 事案発生から処分までのフローチャート

